

富山短期大学 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム推進委員会規程

(設置目的)

第1条 富山短期大学教授会規程第6条第1項の規定に基づき、全学の数理・データサイエンス・AI 教育プログラムに関する事項について協議するため、推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、その運営方法等を規定することを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項で全学科にまたがる事項を審議する。

- (1) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下「プログラム」という。）の学修内容について
- (2) プログラムの授業科目構成及び修了要件について
- (3) プログラムの改善について
- (4) 国が推進するプログラムの認定制度に関することについて
- (5) その他プログラムに関する事項について

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合学務センター長
- (2) 情報センター長
- (3) 各学科の教育職員各1名
- (4) 学務課長（教務担当）
- (5) 総合学務センター長が必要と認める教職員 若干名

(任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求めて、意見を聴くことができる。
- 5 会議で審議した内容については、総合学務センター委員会、教授会及び運営会議において審議し、了承を得るものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学務課において処理する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。